

公募委員募集

■東浦町環境審議会委員

- 内 容
環境基本計画の策定・変更や計画推進の方策、環境保全などについて審議
- 募集委員 2名
- 任 期 4月1日から2年間
- 開催回数 年3回(予定)
- 小論文のテーマ
環境問題に対する私の取り組み
- 問い合わせ
環境課 内線285
☎83-9756
✉kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp

■東浦町旅館等建築審査会委員

- 内 容
東浦町旅館等の建築の規制に関する条例に基づき、申請された旅館等の建築に関する事項などについて審査
- 募集人員 1名
- 任 期 4月1日から1年間
- 開催回数
任期中に申請がなければ審査会是不開催
- 小論文のテーマ
東浦町旅館等の建築に対する意見、提言や応募の動機など
- 問い合わせ
都市整備課 内線264
☎84-6422
✉toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

■共通項目

- 資 格
 - ・平成27年4月1日現在、町内に住所を有する満18歳以上の方
 - ※町議会議員および町職員は応募不可
 - ・各会について関心・熱意がある方で任期中の会議に参加できる方
- 報 酬 会議1回につき10,000円
※4時間以内の場合は5,000円
- 申し込み
2月27日(金)までに応募用紙と小論文(400字程度)をファックス、メールまたは直接問い合わせ先へ
※東浦町旅館等建築審査会委員はあいち電子申請からも申込可
※応募用紙は各課で配布または町ホームページからダウンロード可
※選考結果は後日文書で通知

小学校新入学児の保護者の方へ

今年4月に小学校へ入学する児童(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)の保護者あてに、入学通知書を送付しました。

通知書が届いていない方や転居の予定がある方などは連絡してください。また、就学時健康診断

で医師から治療を勧められた児童は、入学までに診察を受けてください。

- 問い合わせ
学校教育課 内線176



児童扶養手当の制度が変わりました

公的年金を受けているため児童扶養手当の対象とならなかった方も、平成26年12月1日から、申請者や児童が受け取る公的年金給付などの額が児童扶養手当額よりも低い場合に、差額分の手当が支給されるようになりました。

詳細は「広報ひがしうら」平成26年11月15日号または町ホームページをご覧ください。

- 申請先 児童課
- 申請時期 随時
※制度改正後の平成26年12月分から受給するためには、平成27年3月末までに手続きする必要があります。手続きに必要な証明書などの準備に時間を要するものもありますので、早めに相談してください。
- 問い合わせ 児童課 内線144